

秋田県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成28年9月30日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	大曲横手線	横手市上境字大上境380番地先から杉目字福小屋213番地先まで	8.50 ～ 8.70	0.248
	新	大曲横手線	横手市上境字大上境17番から杉目字福小屋212番1まで	15.90 ～26.80	0.248

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成28年9月30日から同年10月13日まで